労災二次健康診断等給付を一部改定します

厚生労働省は、より効果的な二次健康診断等給付とするため、令和2年8月の 二次健康診断実施分から見直しを行います。以下のとおり、3つの改定ポイントを 記載しますので、ご確認をお願いします。

改定ポイント 1

特定保健指導の実施基準を新たに策定しました。

二次健康診断の結果に基づき、面接により保健指導を行うこととされていますが、この特定保健指導の実施内容や、問診および保健指導に使用する様式も含めた実施方法、実施時間の目安、受診結果の医師所見欄等の記入例等を定めた実施基準を定めました。今後の特定保健指導は、これにより実施してください。

① 問診

「就労の状況等に係る質問票」を受診者に記載していただくことで、受診者の就労の状況等を把握してください。

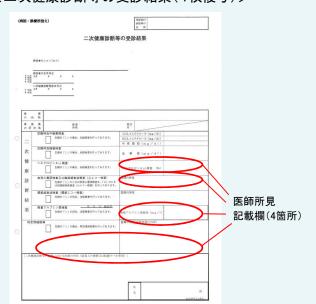
② 面接指導

①の質問票の内容および画像も含めた検査結果を確認することにより、受診者の状態を把握した上で、「二次健康診断等給付 特定保健指導票」にチェックマークを入れながら、受診者と共に「生活上の問題点」および「就労上の問題点」を抽出してください。

その抽出した問題点に沿って、重点を置く指導項目を決定し、栄養指導・運動指導・生活指導を実施してください。

なお、後述の④受診結果の医師の所見欄には、医師が 記入することされていますので、**面接指導は主に医師** が行い、面接指導の一部を保健師が行う場合は、医師の 指示を基に具体的な指導を行うようにしてください。

<二次健康診断等の受診結果(4枚複写)>



<就労の状況等に係る質問票>



③ 実施時間

面接指導は、目安として20分以上実施してください。

④ 受診結果の医師の所見欄の記載

「二次健康診断等の受診結果」の医師所見欄(4箇所)は、実施基準に添付している記入例を参考に、記入してください。

この所見により、事業主に対して受診者の就業上の配慮に結びつく情報が伝達されることになりますので、 受診結果を受診者に通知する際には、事業主用も併せて交付し、必ず事業主に渡すよう説明してください。



改定ポイント 2

特定保健指導の指導票に、健診機関から産業医等に情報を提供できるよう、本人同意欄を設けました。

面接時に使用する指導票に、事業場に選任されている 産業医等から、本件特定保健指導の結果について情報提 供を求められた場合の提供についての、本人同意欄を設 けました。

特定保健指導の際は、趣旨を説明の上、本人から確認の署名をもらうようにお願いします。

また、質問票および保健指導に使用した様式は健診機関で保管し、事業場の産業医等から情報提供の求めがあった場合は、ご対応をお願いします。



本人同意署名欄

改定ポイント 3

二次健康診断等給付の金額が変わります。

今回、検査等の最新の診療報酬点数や、特定保健指導に必要な経費等を勘案し、金額を変更 しました。二次健診受診年月日が令和2年8月1日以降のものは、新しい金額で請求してください。

検査項目		検査の有無							
空腹時血糖値検査		0	0	0	0	0	0	0	0
空腹時血中脂質検査		0	0	0	0	0	0	0	0
ヘモグロビンA1c検査		0	×	0	×	0	×	0	×
負荷心電図検査 (四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導)		×	×	×	×	0	0	0	0
胸部超音波検査(<u>経胸壁心エコー法</u>)※1		0	0	0	0	×	×	×	×
頸部超音波検査		0	0	0	0	0	0	0	0
微量アルブミン尿検査(<u>定量</u>)※2		0	0	×	×	0	0	×	×
特定保健指導あり	改定前金額(円)	31,046	28,935	29,996	27,885	29,996	27,885	28,946	26,835
	改定後金額(円)	32,332	30,244	30,700	28,612	26,332	24,244	24,700	22,612
特定保健指導なし	改定前金額(円)	24,746	22,635	23,696	21,585	23,696	21,585	22,646	20,535
	改定後金額(円)	25,132	23,044	23,500	21,412	19,132	17,044	17,500	15,412

- ※1 胸部超音波検査は、「経胸壁心エコー法」により実施してください。
- ※2 微量アルブミン尿検査は、定性、半定量ではなく、「定量」により実施してください。

実施基準や特定保健指導に使用する様式は、厚労省ホームページに掲載していますのでご活用ください。 また、費用請求の際の様式は都道府県労働局労災補償課にお問い合わせください。

